

海岸漂着物処理推進法に基づく
地域計画作成のための手引き

令和３年６月

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室

目 次

1. 地域計画	1
(1) はじめに	1
(2) 地域計画を作成する意義	1
(3) 地域計画の基本的な構成	2
2. 地域計画の作成について	3
2.1 地域計画の作成・推進・見直しのプロセス	3
(1) 基本的なフロー	3
(2) 事前調査等の実施	5
(3) 意見の反映等	6
(4) 海岸漂着物対策推進協議会での協議	6
2.2 地域計画の作成や実施過程における多様な連携	6
(1) 地域計画の作成に当たっての関係部局間の連携	6
(2) 都道府県間の情報交換	7
(3) 計画の策定過程や実施過程における参加・連携等	7
(4) 国との連携	8
2.3 地域計画の記載に当たっての基本的事項と留意点	8
(1) 関係者の役割分担と相互協力に関する事項	8
(2) 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に 関し必要な事項	11
3. 重点区域	14
3.1 重点区域の設定	14
(1) 重点区域の対象	14
(2) 複数の都道府県にまたがる重点区域や内陸における重点区域の設定	15
(3) 重点区域の範囲	16
3.2 地域計画の記載に当たっての基本的事項及び留意点	16
(1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	16
(2) 海岸漂着物等の処理に関する事項	18
4. 発生抑制対策	20
4.1 発生抑制対策のために講ずる施策	20
4.2 発生抑制対策等の取組への広域的な連携協力	22
4.3 地域計画の記載に当たっての基本的事項及び留意点	25
【別添1】「海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について」	27
【別添2】「漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）」	29

1. 地域計画

(1) はじめに

- 都道府県は「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」といいます。）第 14 条の規定に基づき、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」といいます。）に沿って地域計画を作成することとされています。
- 海岸漂着物処理推進法は平成 30 年 6 月に改正され、それに伴い基本方針が令和元年 6 月に変更されたことから、「海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画作成のための参考資料」を今般改訂しました。今回の改訂では、変更後の基本方針に沿った地域計画の基本的な構成を示すとともに、3 R の推進等による海岸漂着物等の発生抑制やマイクロプラスチック対策等を明記し、さらに多様な連携に係る参考事例を示しました。
- 本資料は、海岸漂着物対策に関する現段階での知見等をもとにまとめたものであり、今後の対策の進展に伴う知見の集積、各都道府県での取組の進捗等を踏まえ、必要に応じて見直すこととしています。

(2) 地域計画を作成する意義

- 地域計画は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認められる場合に、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するために都道府県が作成する計画です。
- 地域計画においては、長期的かつ総合的な視点から地域の海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すとともに、個々の対策の内容を明らかにする必要がありますが、海岸漂着物等の発生の実態、海岸の自然的社会的条件は地域ごとに異なるものであり、海岸漂着物対策を講じていく上での課題も従来の取組の経緯や体制等に応じて地域ごとに様々であるため、それぞれの都道府県が、海岸漂着物の実態や課題等、地域の実情を踏まえながら海岸漂着物対策を進めていくことが大切です。地域計画は地域における海岸漂着物対策の推進を図る際の核として重要な機能を果たすことが期待されるものなので、都道府県においては積極的に地域計画の作成又は変更を検討することが望まれます。

（３）地域計画の基本的な構成

○地域計画で定めるべき事項として、海岸漂着物処理推進法第 14 条第 2 項において以下の事項が掲げられています。

- 一 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- 二 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- 三 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

○これを踏まえ、地域計画では少なくとも海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」といいます。）、重点区域に関する海岸漂着物対策の内容、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項を含むことが予定されています。通常は、重点区域とその海岸漂着物対策の内容を検討するための前提として、地域の実態と課題や地域が目指すべき目標が整理されるものと考えられます。

また、地域計画の中では地方公共団体の様々な分野の施策が海岸漂着物対策として動員され、体系的に整理されることが期待されます。

○地域計画の構成については、都道府県がそれぞれの地域の実情やこれまでの取組等を踏まえて検討し、それぞれに工夫して作成することが望まれるものです。このため、前述の法定事項についても、その内容の地域計画への盛り込み方は地域によって様々と考えられます。

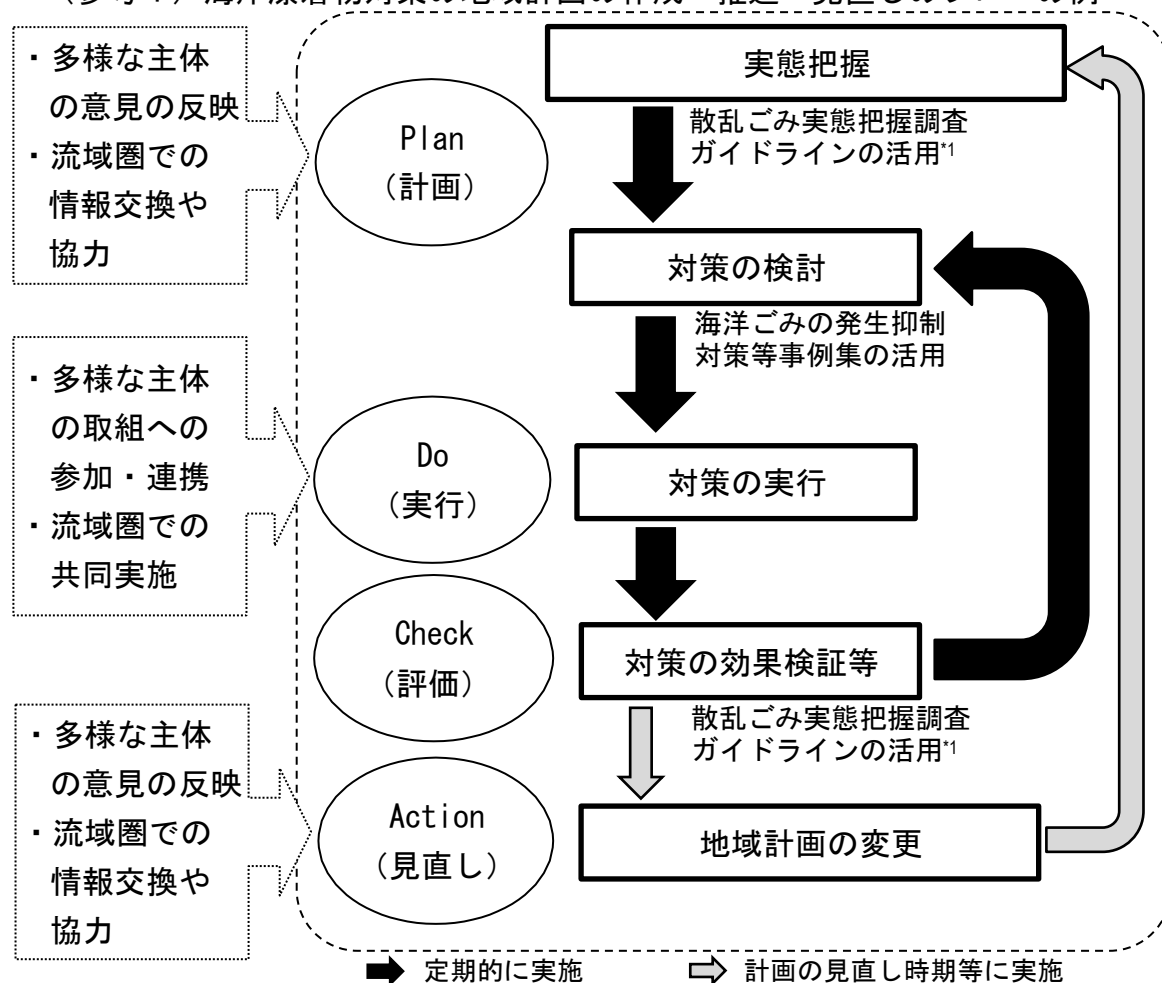
2. 地域計画の作成について

2.1 地域計画の作成・推進・見直しのプロセス

(1) 基本的なフロー

○地域計画は作成の段階から多様な主体の参画を図ること、また、これを作成した後、計画に書かれた内容を着実に推進し、その進捗を適切に管理していくことが大切です。都道府県は、地域計画について、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）の、いわゆる PDCA サイクルにより、点検・評価、見直しを行う必要があります。以下に基本的なフローを示します。なお、このフロー図はすでに地域計画を作成した都道府県を対象にしていますが、計画を作成していない都道府県にあっては、実態把握調査の結果を元に地域計画を作成します。

（参考 1）海岸漂着物対策の地域計画の作成・推進・見直しのフローの例



^{*1}：漂着ごみや散乱ごみの実態把握については、陸域及び河川では「散乱ごみ実態把握調査ガイドライン」を、海岸では「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（令和2年6月第2版）」を参考にできる。

○次に地域計画の作成・推進・見直しのプロセスについて説明します。

①海岸漂着物等の実態把握

地域計画においては、地域の実情に即して重点的に対策を講ずべき区域を定め、必要な対策のメニューを盛り込むこととなります。効果的な海岸漂着物対策を講ずるためには、まず、地域における海岸漂着物等の実態を把握し、それを基礎資料として対策の検討を行うことが必要です。

このため、海岸漂着物対策の検討に先だって、可能な限り、海岸漂着物等の発生の状況や原因、海岸や河川流域圏に関わる自然的社会的条件に関し、事前調査の実施やデータの収集に努めます。このプロセスでは、必要に応じ、民間団体や学識経験者等の知見を得ながら行うこと、流域圏の都道府県との情報交換や協力をを行いながら進めることも重要です。

その結果、同一の都道府県において、自然的社会的条件が異なる地域ごとに地域計画を作成することも考えられます。

(参考 2) 自然的社会的条件が異なる地域ごとに地域計画を作成した例

瀬戸内海と日本海の海岸を有する兵庫県では、瀬戸内海沿岸と日本海沿岸の2種の地域計画を策定している。

出典：「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画」

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/application/files/5815/8433/4301/hyogo_setonaikai_tiikikeikaku.pdf (2020年12月6日確認)

「兵庫県日本海沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画」

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/application/files/1315/8433/4316/hyogo_nihonkai_tiikikeikaku.pdf (2020年12月6日確認)

②海岸漂着物等に対する対策の検討

重点区域を設定し、対策の検討を行います（重点区域の設定に関する基本的事項は3. で後述します。）。

また、海岸漂着物対策の現況（処理の実績や体制等）や課題の抽出等を行い、これを踏まえ、海岸漂着物等の処理や発生抑制に関する対策を企画・立案します。

このプロセスでは、地域の実情に即した施策を効果的に企画・立案するため、地域住民、民間団体等の関係者と連携・協働して地域計画を作成することが特に重要です。また、沿岸部と内陸部の流域圏の都道府県で広域的に連携した対策を考えて実行することも有効です。

③対策の実行

都道府県を始め関係者が地域計画に基づき海岸漂着物等の処理、発生抑制等の各種取組を実施します。

また、作成された地域計画や実態把握及び発生抑制対策の結果は、都道府県の広報への掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、海岸漂着物対策に関係を有する関係地方公共団体、住民、事業者、民間団体等に広く周知されることが大切です。

④対策の効果検証等

地域計画に基づく取組の実施と並行して、対策の効果を把握し、その有効性を検証しながら進めることが重要です。

⑤地域計画の変更

計画期間中又は終了後、対策の検証結果を踏まえ、地域計画の更新や変更その他の必要な措置を講じます。このプロセスでも、必要に応じ、民間団体や学識経験者等の知見を得ながら行うこと、流域圏の都道府県との情報交換や協力を行いながら進めることが重要です。

(2) 事前調査等の実施

- 都道府県は、地域計画の作成又は変更の際に、必要な調査の実施や国又は他の地方公共団体が行う調査の結果の収集等を通じて海岸や河川流域圏の自然的条件、社会的条件、海岸漂着物等の概況に関して、可能な限り必要なデータを収集・整理し、その結果を基に対策の検討を行います。また、必要に応じて、現地調査を実施します。なお、散乱ごみのおおまかな量を把握する方法については「散乱ごみ実態把握調査ガイドライン」に掲載しています。
- 海岸漂着物等の現状の把握は海岸漂着物対策の企画・立案に当たっての基礎となるものであり、重点区域の設定や具体的施策を効果的に企画・立案し、実施するために不可欠な資料となります。このため、可能な限り、現状に即した実態の把握がなされることが望まれます。
- 事前調査等により把握する事項としては、以下のようなものが考えられます。

(事前調査等により把握する事項の例)

①海岸や河川流域圏に関する自然的条件	・ 気象や地形、景観の状況、動植物の生息地又は生育地の状況 等
②海岸や河川流域圏に関する社会的条件	・ 土地利用の現況及び今後の見通し、経済活動の現況及び今後の見通し、施設又は工作物の配置その他の状況、清掃等の過去の実施状況及び今後の見通し 等

③海岸漂着物及び散乱ごみの概況	・ 海岸漂着物及び散乱ごみの現存量、種類や質の現況及びそれらの今後の見通し、主な発生原因（災害による場合を含む。）等
④その他	・ 廃棄物処理施設の整備の現況及び今後の見通し 等

○都道府県は必要なデータの収集に際しては、必要に応じて、関係市町村や専門的知識を有する学識経験者や民間団体等にヒアリングやアンケートを行うことが考えられます。

（３）意見の反映等

①利害関係者の意見の反映のための措置

○海岸漂着物処理推進法第 14 条第 3 項の規定により、都道府県は、地域計画を作成又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要です。例えば、計画作成段階から研究者、地域住民、民間団体等の関係者の協力を得るほか、パブリックコメントの実施、公聴会や説明会の開催等が考えられます。

②海岸管理者等の意見の聴取

○海岸漂着物処理推進法第 14 条第 4 項の規定により、都道府県は、地域計画を作成又は変更しようとするときは、あらかじめ、沿岸市町村、流域市町村や近隣の都道府県等の関係地方公共団体や、海岸管理者等の意見を聴く必要があります。

③学識経験者の意見の聴取

○海岸漂着物問題は海岸漂着物等の処理、発生抑制、普及啓発等、関係する分野が広範であるため、地域計画の作成に際し、幅広い分野の学識経験者の意見を聴くことも有効です。

（４）海岸漂着物対策推進協議会での協議

○海岸漂着物処理推進法第 14 条第 5 項の規定により、都道府県は、海岸漂着物対策推進協議会が設置されている場合には、協議会における協議の結果を踏まえて地域計画の作成又は変更を行うことが必要です。

2.2 地域計画の作成や実施過程における多様な連携

（１）地域計画の作成に当たっての関係部局間の連携

地域計画においては海岸漂着物等の処理、発生源対策、普及啓発等の広範な内容を含むことが予定されています。

海岸漂着物等は、地域によっては海外起因の漂着物が多く見られるものの、全国的に見れば我が国の国内に由来するものが多いと言われています。特に国内に由来して発生する海岸漂着物等は、海域で発生したものばかりでなく、陸域で生じたごみが山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものが数多くあります。海岸漂着物等の問題は海岸における対策だけでなく、陸域も含めたごみ問題という意識を持ち、地域計画の作成に当たっては、都道府県の環境部局と海岸部局を始め、農林水産、土木、教育等関係部局間の横断的な連携を図るとともに、関係部局間の連絡調整のための体制の整備も併せて望まれます。

都道府県の庁内関係部局との調整に際しては、庁内に関係部局による連絡会議等を設置して案の検討を行う方法のほか、庁内関係部局に対して適宜照会をかけながら作業を進める方法等がありますが、特に庁内関係部局の担当者等によって構成される連絡会議等を設置することは、地域計画に関する認識や問題意識の共有、進め方の合意形成等を図る上で効果的と考えられます。

（２）都道府県間の情報交換

国内に由来して発生する海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものや、潮流や波浪の影響等を受けて、他の都道府県から漂着するものもあることから、海岸漂着物等の発生抑制を効果的に進めるためには、内陸から沿岸に渡る流域圏の関係主体が一体となって海岸漂着物対策を行うことが必要不可欠です。このため、都道府県は、近隣の都道府県との間で地域計画の作成状況、計画の内容、その実施状況等について情報の交換に努め、地域計画を共同して作成又は変更することを含め、相互に連携しながら取り組むことが望まれます。

（３）計画の策定過程や実施過程における参加・連携等

海岸漂着物等の円滑な処理やその効果的な発生抑制を図り、海岸並びに海洋の環境や景観の保全を図るためには、国、地方公共団体、地域住民、事業者、非営利組織その他の民間団体等（以下「民間団体等」といいます。）といった様々な主体が海岸漂着物対策に関する取組を進めていくことが重要です。

地方公共団体においては、地域の海岸漂着物等の実態や海岸並びに海洋の環境や景観の固有性等を踏まえて、海岸漂着物対策に取り組むことの重要性を浸透させ、様々な主体との協働や主体間の連携を促すこと等によって、地域での海岸漂着物問題の普及促進や活動への取組を進めていくことが期待されます。

海岸漂着物対策に関する地域計画の作成とその推進に当たっては、都道府県や

内陸地域を含む市町村の様々な関係部局、研究者、事業者、地域住民、民間団体等の参加・連携の視点が欠かせません。このためには、地域計画の作成段階からこれらの関係者に協力してもらうことにより、作成した地域計画の推進・進捗管理の段階における活動に結びつけていくことが大切です。

例えば、地域計画の作成に際して、作成担当部局は関連する計画や施策を所管している部局との調整を経て地域計画を作成しますが、作成後の地域計画に基づく施策はそれぞれの所管部局が主体となって実施することになります。また、研究者や民間団体等の知見を活かして地域計画が作成されることにより、作成後の実施段階、進捗管理の段階においても協力を得られるということも考えられます。さらに、事業者や地域住民の知見や要望を活かして作成されることによって、事業活動や暮らしと海岸漂着物等の問題との結びつきが再認識され、ひいては事業者や市民のライフスタイルの在り方を見直す契機となることも期待されます。

一方で、参加・連携を図るための手法には海岸漂着物対策推進協議会など様々なものがありますが、地方公共団体において地域計画の作成にかけられる労力・費用などの制約もあることから、それぞれの実情を踏まえ、効率的かつ効果的な参加・連携の在り方を地域ごとに検討することが望まれます。

(4) 国との連携

都道府県が地域計画を作成又は変更する際には、内陸地域と沿岸地域が一体となった広範な関係主体による取組が重要であるほか、全国的、広域的な視点で検討することも大切である。国は、自ら実施する我が国の海岸漂着物等の実態に係る調査や、流域圏の関係主体が一体となった海岸漂着物対策の効果的な推進に関する調査等の結果を都道府県と共有するほか、都道府県により作成又は変更される地域計画について、その内容、進捗状況、成果等について情報の収集等を行うよう努めることとしています。都道府県においては国及び内陸地域を含む市町村と情報共有・連携を図ることが望まれます。

2.3 地域計画の記載に当たっての基本的事項と留意点

(1) 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

(基本的事項)

- 相互協力に関して、海岸漂着物等の問題では民間団体等が重要な役割を果たしていることに鑑み、民間団体等との連携について特に十分な検討がなされることが望まれます。
- 都道府県は、地域で活動を行っている民間団体等に関する情報を収集、整理し、地域計画の作成に際して参考にするとともに、インターネット等を活用した情報提供等を通じて地域におけるネットワークづくりに資することが望まれます。

- 海岸漂着物対策活動推進員等は、地域の海岸漂着物対策の重要性に関する住民の理解の深化、流域圏の内陸地域から沿岸地域までの各主体が一体となった取組、住民や民間団体等に対する助言や情報提供その他の協力の実施等、地域の海岸漂着物対策に係るパートナーシップ作りの中核的役割を担うことが期待されます。
- 都道府県は、住民や民間団体等への情報提供や海岸漂着物等の処理等に関する助言の実施、普及啓発等に当たって、海岸漂着物対策活動推進員等を委嘱等し、積極的に活用することで、取組をより一層推進することが望まれます。

(留意点)

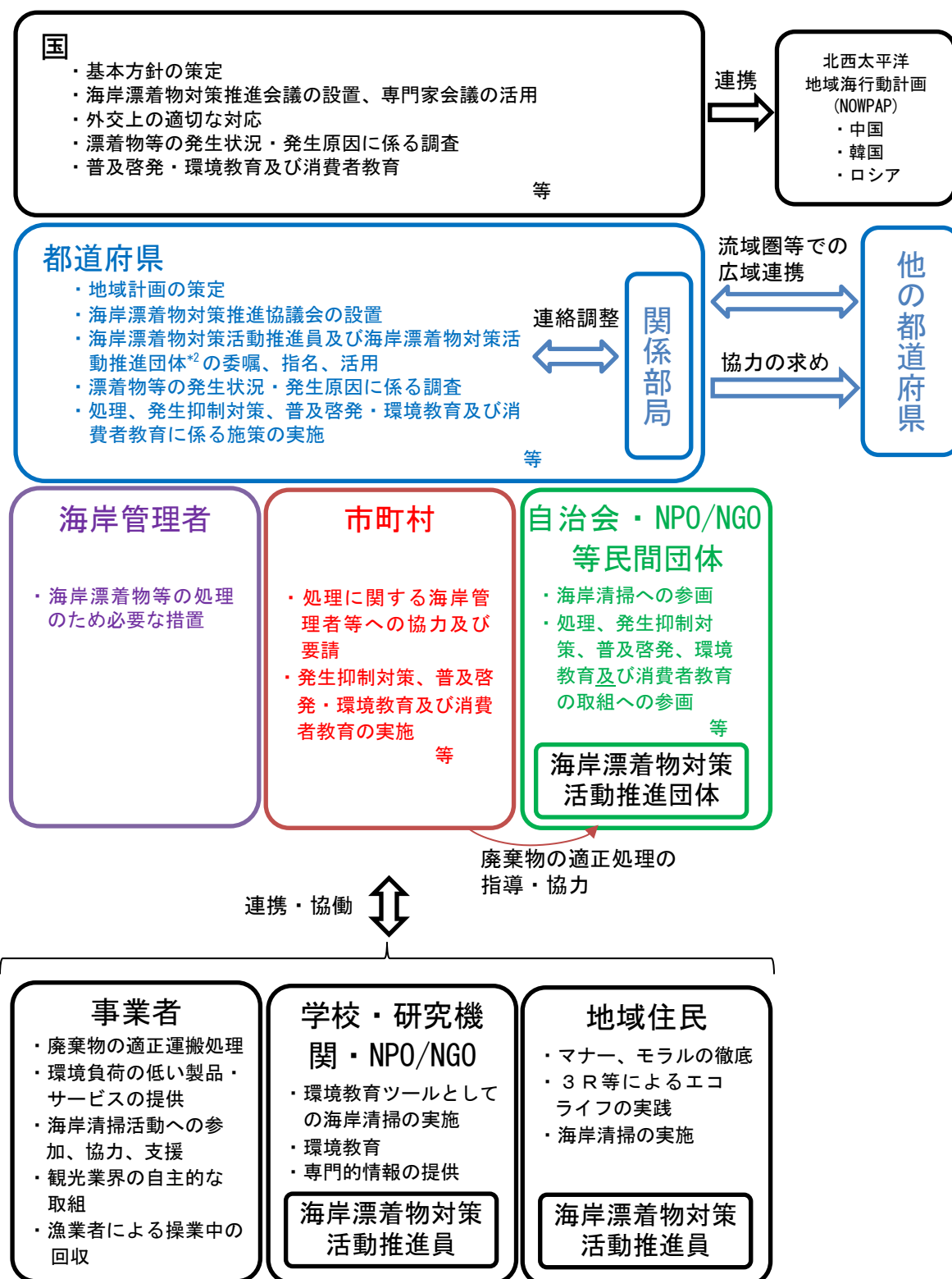
ア) 関係者の役割分担に関する事項

- ・海岸漂着物対策に取り組む主体がそれぞれの特性や立場を理解した上で、適切な役割分担の下、連携・協力することができるよう、関係者の役割分担を示すこととなります。
- ・例えば、海岸漂着物等の処理、発生の抑制、普及啓発、調査研究等の方法について、それぞれ都道府県、市町村、海岸管理者等、地域住民、民間団体等が果たす役割を記載します。

イ) 関係者の連携・協働等に関する事項

- ・関係者の連携・協働等としては、海岸漂着物対策活動推進員や海岸漂着物対策推進協議会の活用を含め、各主体の連携体制、連絡調整の在り方等について記載します。
- ・民間団体等との連携の重要性に鑑み、その活動における安全性の確保を含めて、連携の在り方について十分に検討する必要があります。
- ・4.2 に示した連携や協働の事例も参考にしてください。
- ・参考3に関係者の役割分担、連携・協働のイメージを示します。

(参考3) 関係者の役割分担と連携・協働のイメージ



*：海岸漂着物処理推進法第16条において、都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を海岸漂着物対策活動推進員として委嘱、また、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

(2) 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

①モニタリングの実施

(基本的事項)

- モニタリングは、地域の海岸漂着物等や流域（内陸）における散乱ごみ等の実態、海岸や流域の景観や環境の状態を定期的に監視することで、取組の効果を把握し、また状況の変化等を察知するためのものです。このため、地域計画の実施による効果を確認し、より実効性のある施策の企画立案を促すため、計画期間中又は計画終了後のモニタリングの実施について検討を行うことが望まれます。また、これらにより実施するモニタリングは、新たな計画を作成する際の重要なデータにもなります。地域計画の計画期間が終了するに際して、モニタリングの結果を踏まえて、新たな計画の作成、計画の更新について検討し、それを踏まえて必要な措置を講ずることが望まれます。
- モニタリングの実施に関して専門家や研究者等の関与の方法についても検討することが望まれます。調査の協力主体としては、民間の調査機関、地域住民、民間団体等が考えられます。
- モニタリングのためには、回収・処理作業を実施した際に、情報を整理することが重要です。整理しておくべき情報としては、海岸や流域の位置、ごみの種類・回収量、蓄積期間等があります。

(留意点)

- モニタリングの実施について地域計画に位置付ける場合、実施主体、モニタリングの内容、時期・頻度等を具体的に記載します。大雨や台風等の気象によってごみの量の変動することにも留意します。

②普及啓発、環境教育又は消費者教育に関する方策

(基本的事項)

- 海岸漂着物等の処理や発生抑制のための地域住民等に対する広報等の普及啓発、環境教育又は消費者教育の推進のための施策について検討し、地域計画に記載することが望まれます。
- 普及啓発、環境教育又は消費者教育に関する方策については、重点区域内で実施するもののほか、重点区域外の地域において実施するものであっても、重点区域における海岸漂着物対策に資するものについては、地域計画に位置

付けることができます。

- 普及啓発、環境教育又は消費者教育の実施に際しては、河川上流域等の海岸を有しない地域の住民にとっても海岸漂着物等の実態を理解し、対策への参画を促すような取組について検討することが望まれます。
- 具体的な施策のイメージは、パンフレット等を用いた広報の実施、環境保全に関する環境教育又は消費者教育の充実、地域住民による海岸清掃への参加等が考えられます。「海洋ごみの発生抑制対策等事例集」の具体的事例を参考にして下さい。

(留意点)

- 普及啓発、環境教育又は消費者教育の推進のための施策について、実施主体、施策の内容、時期等を具体的に記載します。

③災害等の緊急時における対応

(基本的事項)

- 都道府県は、地域計画の作成に際し、必要に応じて、災害により大量の海岸漂着物等が発生した場合や危険物の漂着等が見られる場合の緊急時における連絡体制等について検討し、地域計画に記載することが望まれます。
- 記載の可否については防災対策計画や廃棄物処理計画等、地域の既存の関連計画との関係等を踏まえ検討するとともに、記載に際しては、これらの関連計画と整合性を図るように配慮します。

(留意点)

- 災害等の緊急時における対応について地域計画に盛り込む場合、連絡体制、応急的に講ずべき措置等を具体的に記載します。

④他の計画等との整合等

(基本的事項)

- 地域計画の作成に際して、関係法令に基づく各種の計画等と調整し、調和を保つことが必要です。特に、海岸法に基づく海岸保全基本計画等の国土の利用・開発・保全に関する計画や環境保全に関する計画、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画等との整合性を十分に確保することが重要です。地域計画を円滑かつ効果的に遂行するためにも、計画の作成段階において協議会等を活用し、関係機関と十分に連絡調整を図ることが必要です。

⑤地域住民、民間団体等の参画と情報提供

（基本的事項）

○地域計画の円滑かつ効果的な実施を通じて地域の特性に柔軟に対応できるよう、地域計画の作成に当たっては地域住民や民間団体等の参画を得ることが重要です。このため、都道府県は、地域計画の作成に際して地域住民や民間団体等の自発的参画を促す上で必要な情報提供を行い、透明性の確保に努めます。

（留意点）

○地域計画において、情報提供の方法等を具体的に記載します。

⑥地域計画の変更

（基本的事項）

○都道府県は、計画作成後、計画の事項を定期的に点検するとともに、海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況等に応じて地域計画の変更を検討し、必要があると認める場合は、速やかに、地域計画の変更を行うことが望まれます。

（留意点）

○地域計画において、計画の点検及び見直しの時期、計画のフォローアップや事後評価に関する事項について具体的に記載します。

⑦その他地域計画の実施に必要な事項

（基本的事項）

○基本方針に規定されている事項以外であっても、地域計画を実施する都道府県において、その実施のために必要と認められる場合には、地域計画に位置付けることが可能です。例えば、海岸漂着物対策に資するための調査研究や技術開発に関することなどが考えられます。

3. 重点区域

3.1 重点区域の設定

(1) 重点区域の対象

①基本的事項

- 重点区域は、プラスチックごみを含む大量の海岸漂着物等が海岸及び海底等に集積することにより海岸における良好な景観、清潔の保持、海洋環境の保全、船舶の航行、観光、漁業に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域及び海域について設定します。
- 重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸や海底の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討することが望まれます。
- 重点区域の対象となる土地は、原則として、海岸漂着物等の処理に関する施策を講ずべき海岸と、特に重点的な海岸漂着物等の発生抑制に関する施策を講ずべき区域を含むように重点区域の設定を行うことが望まれますが、河川流域を含めて重点区域の設定を行う場合には、河川管理者や流域市町村等の関係地方公共団体及び地域住民等との連携の確保に配慮して行います。

②重点区域として設定する地域の具体的なイメージ

- 重点区域として設定する地域の具体的なイメージの例として以下のようなものが考えられます。
 - (a) 海岸の利用状況や地域の経済活動に鑑み、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸
 - (b) 良好な景観や生態系等、海岸の自然環境を保全するため、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸
 - (c) 広域の公共用水域であってほとんど陸岸で囲まれている海域（以下「閉鎖性海域」といいます。）に位置する海岸であって、周辺の都道府県の区域等からも現に大量の海岸漂着物等が漂着し、又は今後大量の漂着が見込まれる海岸
 - (d) 現に大量の海外起因の海岸漂着物等が漂着し、又は今後大量の漂着が見込まれる海岸
 - (e) 離島地域であって、国内外から現に海岸漂着物等が漂着し、又は今後漂着が見込まれることにより、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸
 - (f) 災害に起因する大量の海岸漂着物等の発生が過去に頻繁に生じているなど、状況を総合的に勘案した上で、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うこと

が必要な海岸

- (g) 河川や用排水路等へのごみの流出が頻繁に生じている又は懸念される流域で、ごみの発生抑制対策を重点的に行うことで、海洋へのごみの流出削減が期待できる流域。

(2) 複数の都道府県にまたがる重点区域や内陸における重点区域の設定

①複数の都道府県にまたがる重点区域の設定

- 重点区域の範囲の検討に際しては、河川その他の公共の水域を経由する等して海域にごみ等が流出又は飛散することの防止を図るため、海岸漂着物等の発生抑制を図るために広域的な取組の実施が可能となるよう配慮して行うことが望まれます。
- 海岸漂着物等の発生抑制を図る観点から広域的な取組を図るべき地域としては、以下のような特定の都道府県の区域を越えて広がっている場合が想定されます。このような場合には複数の都道府県にまたがって重点区域を設定し、これらの都道府県が共同で地域計画を作成することが可能です。

(参考4) 複数の都道府県にまたがる重点区域を設定する場合の例

- ・ 河川を経由して海域に流入するごみ等の発生抑制を図る観点から、必要な施策を河川の上流域にある他の都道府県と連携して実施する場合
- ・ 閉鎖性海域に位置する海岸等において、周辺の都道府県からの海岸漂着物等の発生抑制を当該周辺都道府県と連携して実施する場合

②内陸における重点区域の設定

- 川から海へとつながる水の流れを通じて廃棄物が海岸に漂着することから、内陸部への重点区域の設定や、海岸を有しない内陸県における地域計画の作成が望まれます。さらに、発生抑制を効果的に進めるためには、内陸から沿岸に渡る流域圏の関係主体が一体となって海岸漂着物対策を行うことが必要です。

(参考5) 回収処理と発生抑制対策毎に重点区域を設定した例

海岸を有する山形県では、海岸漂着物の回収処理を重点的に推進する区域（回収処理対策の重点区域）として海岸を、発生抑制（普及啓発）対策を重点的に推進する区域（発生抑制対策の重点区域）として内陸を含め設定している。

出典：山形県海岸漂着物対策推進地域計画～美しいやまがたの海づくりプラン～

（３）重点区域の範囲

- 重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、必要かつ合理的なものとするように努める必要があります。重点区域は本来都道府県の中でも特に重点的な対策の必要性がある区域として選定されるものですので、その対象は過大又は過小とならないように必要な範囲を設定することが望まれます。
- 重点区域の対象となる土地は、原則として、海岸漂着物等の処理に関する施策を講ずべき海岸と、特に重点的な海岸漂着物等の発生抑制に関する施策を講ずべき区域を含むように重点区域の設定を行うことが望まれますが、海岸漂着物等の処理を即効的かつ緊急的に実施する必要がある場合には、まず海岸漂着物等の処理を実施すべき区域のみを重点区域として指定することも可能です。その場合には、改めて海岸漂着物等の発生抑制対策の対象とすべき区域の設定について計画実施段階で並行して検討を行うことが望まれます（参考５を参照）。

3.2 地域計画の記載に当たっての基本的事項及び留意点

（１）海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

- 重点区域の設定に際しては、海岸漂着物対策を重点的に推進する背景や目的を整理した上で、対策の推進に係る基本的な方針、課題解決の方向性等を明確にします。

（a）対策を重点的に推進する目的及び方針

（基本的事項）

- 対策を重点的に推進する目的及び方針として、推進を図る背景・目的、地域における海岸漂着物対策の現状と課題について整理します。その上で対策の推進に係る基本的な方針について記載します。
- その際には背景、目的、現状、課題、方針について示すことが望まれますが、その具体的な方法としては、
 - （例１）背景、目的、現状、課題、方針について体系的に示す方法
 - （例２）地域ごとに現状、課題、方針を示す方法 等が考えられます。
- 地域計画は、継続的な見直しを行い、現状を踏まえたものとする必要があることから、例えば、計画期間を定めることも望まれますが、期間の設定等に当たっては、関係者の意見等も踏まえて地域の実情にあったものとするのが重要です。

(留意点)

○それぞれの記載事項について留意すべき点は以下のとおりです。

ア) 背景・目的

- ・海岸漂着物対策の推進の背景として、地域の海岸漂着物等の実態や被害状況等について記載します。
- ・海岸漂着物等の実態としては、海岸漂着物等の現存量、種類や質の現況及びそれらの将来的な変化、主な発生原因（災害による場合を含む。）等について、事前調査等の結果を踏まえつつ、具体的に記載します。
- ・海岸漂着物等による被害状況等としては、海岸の景観や環境への影響、海岸の土地利用や漁業等への支障について、具体的に記載します。
- ・重点区域において海岸漂着物対策を推進する目的を具体的に記載します。

イ) 現状と課題

- ・これまでの海岸漂着物等の処理の現状について、処理体制や処理の実績等について整理します。例えば、フローチャート等を用いて当該地域の海岸漂着物処理のシステムをわかりやすい形で整理することも一つの方法として考えられます。
- ・また、実績を整理した結果を踏まえ、海岸漂着物等の発生、回収、収集、運搬、処分の各項目に関する課題について整理することによって、より実効ある施策の検討に資することが期待されます。

ウ) 基本的な方針

- ・海岸漂着物対策の推進に当たっての基本的な考え方や、海岸の良好な景観や環境を保全・再生するための目標を記載します。目標は地域の特性を考慮して設定しますが、目標の設定の在り方にはいくつかの方法が考えられます。どのような方法で目標を設定するかはそれぞれの都道府県の判断で行うこととなりますが、まずは、将来の地域の望ましい姿等を定性的な目標として示すことが考えられます。

また、現存量（現に海岸に存在するごみの量）や回収量（回収活動の結果として回収されたごみの量）、地域における回収活動の実施状況等を定量的な目標とすることも考えられます。データの不足や数値化の手法がまだ十分でないこと等により都道府県にとって設定が難しい場合が考えられますが、このような、定量的な目標は、定性的な目標に比べ、具体性が増すとともに、全国の漂着ごみの量の把握にも役立つものと考えられます。

- ・このように目標を設定した上で、次に目標を達成するために展開すべき施策の概要を示します。記載に際しては、これらの取組と地域の課題や目標との関係性を整理してわかりやすく示すよう留意することが望まれます。

- ・取組内容としては、①海岸漂着物等の処理（回収、収集、運搬及び処分）、②発生抑制、③関係者の役割分担と相互協力、④普及啓発と環境教育や消費者教育等について記載します。

(b) 重点区域の範囲

(基本的事項)

○重点区域の範囲と、その選定の理由を記載します。

(留意点)

○重点区域の範囲については、対象となる区域がわかるよう、例えば、以下のように区域を明示します。この際には、重点区域が、ビジュアル的にわかりやすいように配慮することが望まれます。

- ・市町村、大字、字、小字及び地番
- ・一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- ・平面図

○重点区域の選定の理由については、重点区域に関する基礎的なデータ（人口、産業、土地利用状況等）や海岸漂着物の実態等に関するデータ等を踏まえて、具体的に記載するようにします。

(2) 海岸漂着物等の処理に関する事項

○海岸等の自然的社会的条件等を勘案し、地域における海岸漂着物等の処理の主体、処理の方法、時期や頻度等について具体的に記載します。

(基本的事項)

○海岸漂着物処理推進法第 17 条第 1 項において、海岸管理者等は、管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならないと規定されています。これを踏まえて、海岸管理者等は、海岸の自然的社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることが求められます。地域計画において、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して、都道府県、市町村、地域住民、民間団体等の地域の関係者間で適切な役割分担を定めるものとし、記載に当たっては海岸漂着物等の処理の主体、海岸漂着物等の処理方法、時期・頻度等について可能な限り具体的に記載することが望まれます。

○回収及び収集・運搬・処分に係る体制をわかりやすい形で整理して記載することが望まれます。例えば、処理に関する一連の体制についてフローチャートで図示し、当該地域の海岸漂着物処理のシステムをビジュアル的に整理す

ることも一つの方法と考えられます。

○処理に関する事項の検討に際しては、海岸管理者による海岸管理、海水浴等の海洋性のレクリエーション活動や漁業等の事業活動による海岸及び海洋の利用等に支障を生じないように配慮して行います。

(留意点)

ア) 地域における海岸漂着物等の回収に関する計画

- ・対象海岸、回収の主体（都道府県・市町村名）、回収の頻度・時期、回収量の見込み、回収方法等について記載します。

イ) 地域における海岸漂着物等の収集、運搬及び処分に関する計画

- ・回収された海岸漂着物等については廃棄物処理法の規定に基づいて適正に収集・運搬・処分がなされることが必要です。地域計画において、海岸漂着物等の収集・運搬・処分に関する役割分担や処理量の見込み等について、可能な限り記載します。
- ・収集・運搬・処分に関する役割分担については、必要に応じて、関係機関との連携等、広域的な連携についても検討します。
- ・なお、回収した海岸漂着物等の廃棄物としての区分については、平成 22 年 3 月 30 日付け環廃対発第 100330002 号「海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について」（通知）（別添 1）を、回収した漂流ごみ等の市町村及び漁業関係団体等との連携による処理体制の構築については、令和元年 6 月 4 日付け環循適発第 1906041 号及び環水大水発第 1906041 号「漂流ごみ等の処理体制構築等について」（通知）（別添 2）をご参照ください。

4. 発生抑制対策

4.1 発生抑制対策のために講ずる施策

海岸漂着物等は、海域で発生したものばかりでなく、陸域で生じたごみが山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものが多く含まれているため、海岸漂着物等の問題の解決を図るためには、海岸を有する地域だけでなく、陸域を含むすべての地域において、効果的な発生抑制が図られることが必要です。以下に示すような発生抑制対策が考えられます。

① 3Rの推進による循環型社会の形成

- 循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）などの各種リサイクル法の適切な実施を始め、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図ることを通じて、廃棄物の発生抑制と廃棄物の適正な処分を確保することにより、循環型社会の実現を図るよう努めます。
- ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどによるプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制に努めます。さらに、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、生分解性プラスチック・再生材の利用の促進、廃プラスチック類の適正な処理の徹底等に努めます。
- 漁具等の海域で使用されるプラスチック製品について、陸域での回収を徹底しつつ、可能な限り、分別、リサイクル等が行われるよう取り組みを推進します。

② マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

- マイクロプラスチックは微細であるためその回収・処分が困難となることから、海域に流出しないよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品への使用やプラスチック製品が使用中に劣化してマイクロプラスチックにならないようにすることが対策の要です。
- 我が国沿岸海域及び河川においてマイクロプラスチックが確認されており、関係主体との連携協力の下、取組を一層推進することが不可欠です。

③ 発生の状況及び原因等に関する実態把握

- 海岸漂着物等の効果的な発生抑制のための施策を的確に企画し、実現するためには、まず、海岸漂着物等の性状、発生の状況や原因、経年的な量の推移等を把握することが必要であり、定期的に調査を行います。
- 調査の結果を受け、実態に即した、海岸漂着物等の発生抑制のための取組を推進することが肝要です。そのため、調査の結果について、関係者間で情報を共

有するよう努めるとともに、インターネット等を活用してわかりやすく住民に広報し、海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等の問題に関する普及啓発を図るとともに、様々な主体が参画する場で共有し、リスクコミュニケーションを図ります。

④ ごみ等の適正な処理等の推進

- 廃プラスチック類の海域への流出や、それらによるマイクロプラスチックの排出が海洋環境に深刻な影響を与えるおそれがあることから、これらを海域に流出させないよう、生活系ごみや事業活動に利用され不要となった用具等の廃棄物の適正な処理や、利用中の用具等の適正な管理を徹底することが必要です。
- 海岸漂着物等の発生抑制を図るため、住民による生活系ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めます。また、事業者による事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処理する必要があります。
- 海岸漂着物等の状況に応じ、各種の事業活動において用いられる資材の使用・廃棄物の実態を調査し、これらの資材の海洋環境中への排出の抑制に向けた方策を検討します。

⑤ ごみ等の投棄の防止

- 不法投棄・ポイ捨てに関する規制措置の適切かつ着実な実施に努め、不法投棄・ポイ捨ての撲滅を徹底します。
- 海洋プラスチックごみは、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散することに鑑み、海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、国民的気運を醸成することが重要です。
- 環境教育及び消費者教育の推進やインターネットやパンフレット等の広報手段の活用を通じて、海岸漂着物等の実態や不法投棄・ポイ捨てが海洋汚染を引き起こすこと、廃プラスチック類が生態系に影響を及ぼすおそれがあること等を住民に周知することなどにより、広く住民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図るよう努めます。
- 国内の陸域に起因する海岸漂着物等は、河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散することから、流域圏におけるごみ等の投棄の防止を図るため、普及啓発活動のほか、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄・ポイ捨ての抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努めます。また、環境美化条例の制定等により市街地等におけるごみ等の投棄の防止に努めることも必要です。

⑥ ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

- 内陸から沿岸に渡る流域圏の関係主体が一体となって、市街地を始め、森林、

農地、河川、海岸等の土地から水域等へのごみ等の流出又は飛散を防止することが重要です。

- 地域の住民との連携による清掃活動の実施等に取り組むほか、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めます。
- 海岸漂着物等の中にはイベントの開催や露店の営業等、一時的に行われる事業活動によって生じたごみ等が水域等に流出又は飛散し海岸に漂着したと思われるものが見られることから、一時的に行われる事業活動に伴ってごみ等が水域等に流出又は飛散することのないように努めることが重要です。
- 漁具等の海域で使用される資材については、荒天等に起因する非意図的な流出や、保管中に飛ばされたりすることが可能な限り発生しないよう、これらの資材の点検や適正管理等、日頃からの流出防止対策に取り組みます。

4.2 発生抑制対策等の取組への広域的な連携協力

海岸漂着物等やその原因である陸や河川のごみの現状と課題を、内陸自治体を含む流域圏全体の多様な関係者で共有、連携することで、発生抑制対策等の取組の効果をより一層高められることが期待されます。以下に示すような連携方法が考えられます。

① 情報の共有

多様な関係者の参画による情報交換や課題を持ち寄る場（プラットフォーム等）を設置し、取り組み状況を共有します。既存の枠組み（海岸漂着物対策推進協議会、循環型社会推進協議会、治水や水質管理等流域圏単位の協議会等）を活用する場合と新たに設置する場合があります。

- ・情報交換会、研究会、協議会等の設置
- ・実態把握結果の報告
- ・各自治体の取組の報告
- ・意見交換、交流活動の実施

（参考事例）

- ・上流・下流の関係団体、行政機関が連携した発生抑制対策（事例集 No. 6a-02）
 - ・流域住民、4市及び大阪府が連携したワークショップの開催や美化活動などの取組み（事例集 No. 3-08）
- ※「事例集」は海洋ごみの発生抑制対策等事例集を指す。以下同様。

② 目標等の共通化

共通した目標を設定し、その達成に向けて共通した取組を各自治体単位で実施

します。

- ・海洋プラスチックごみゼロ等、理念・目標やシンボルの共有
- ・モニタリング手法やデータベースの統一化
- ・普及啓発や広報資料の共有
- ・一斉清掃の取組

(参考事例)

- ・関西広域連合による関西プラスチックごみゼロ宣言の発出（事例集 No. 6d-03）

③ 連携事業の実施

単独では実施し難い取組を、より大きな枠組みで実施します。

- ・共通の目標達成に向けた進捗状況の確認
- ・広域的（複数の都道府県にまたがる）な重点区域の設定や地域計画の作成
- ・中長期のモニタリングの実施
- ・国や関係団体等への共同要請

(参考事例)

- ・閉鎖性海域の複数の流域自治体による海岸漂着物対策検討会の設置と普及啓発や国への提言等（事例集 No. 6c-02）

④ 費用負担に関する協力

海底ごみの回収・処理について沿岸部の自治体だけでなく内陸部の自治体も費用負担する事例や、海岸美化に対して地域の住民や企業から寄付を受ける事例等があります。

(参考事例) 内陸部の自治体による費用負担の事例

- ・漁業者・内陸部を含む全市町・県の協働による、内陸部の市町の処理費用負担も含む海底ごみの回収・処理（事例集 No. 5-01）

(参考事例) 海岸美化に係る地域住民や企業からの寄付の事例

- ・神奈川県では、1991年に神奈川県と相模湾沿岸の13市町等によって「かながわ海岸美化財団」を設立し、海岸美化を専門的に実施している。海岸清掃費は、神奈川県と沿岸の13市町が折半で負担し、実際の清掃は財団が一元的に行い、行政区域を区切らずに効率よく実施している。また、美化啓発、美化団体の支援、調査研究には、企業・団体・個人から寄せられる会員会費、寄附金等を財源としている（事例集 No. 3-10）。

(参考 6) 海洋ごみの発生抑制対策の連携協力事例

(a) 自治体間等の連携

主な関係者	対策内容	事例集No.
閉鎖性海域の流域自治体	閉鎖性海域の流域自治体による普及啓発や国への提言等	6c-02
広域自治体間	関西全体の広域行政を担う関西広域連合により、「関西プラスチックごみゼロ宣言」を発出	6d-03
内陸市町村や漁業者	漁業者・内陸部を含む全市町・県の協働による本格的な海底ごみの回収・処理	5-01
湾岸の自治体や民間団体	県や湾岸市町、関係民間団体による湾岸の清掃の推進と自然環境保護のためのボランティア活動の促進	3-05
河川流域の自治体や関係団体	富山県小矢部川流域の関係団体、富山県及び流域 5 市による「富山県海岸漂着物対策推進協議会小矢部川流域部会」の設置	6a-02
河川流域の自治体や住民	大阪府の恩智川流域の住民、流域 4 市及び大阪府による「恩智川クリーン・リバープロジェクト」の実施	3-08

※事例集 No. は、「海洋ごみの発生抑制対策等事例集」での事例番号を表す。

(b) 企業や民間団体等との連携

主な関係者	対策内容	事例集No.
自治体と漁業者	市と市内 3 漁協が協力し、小型底びき網漁業の漁業者が中心となって海底ごみの回収	5-08
離島と地域外の住民	粟島浦村での海岸清掃と、島民と島外参加者との交流によるクリーンアップ作戦の実施	3-03
NPO 法人と県内外の学生	海岸清掃を通じたボランティアリーダー育成事業として、海岸清掃活動、海洋ごみ問題のワークショップによる交流	3-07
NPO 法人、国、県、大学、企業等	25 の関係団体が参加した海ごみ問題に関する地域版プラットフォームの設立	6c-03
ダイバーとの連携	公益財団法人がボランティアのダイバーと協力して湖底・海底の清掃活動を開始	5-09

4.3 地域計画の記載に当たっての基本的事項及び留意点

- 海岸漂着物等の発生抑制のために地域の関係者が実施する施策について、実施主体、施策の内容、時期等を記載します。
- 内陸地域と沿岸地域が一体となった複数地方公共団体連携による発生抑制対策の実施に当たっては、効果的かつ定量的な対策を記載するよう努めます。

(基本的事項)

- 海岸漂着物問題の解決を図るためには、海岸漂着物等の処理の推進に加えて、その効果的な発生抑制を図ることが必要です。地域における海岸漂着物等の発生を抑制するためには、国民、事業者、行政のそれぞれが積極的な取組を図ることが重要です。地域計画では、海岸漂着物等の発生抑制のために地域の関係者が実施する施策について、地方公共団体、地域住民、事業者が講ずべき内容を、それぞれ記載することとします。
- 重点区域については、3. で前述したとおり処理推進のための区域と発生抑制対策の区域を含むことが望まれます。ただし、発生抑制のための対策については、重点区域以外の場所で実施するものであっても、重点区域における海岸漂着物等の発生抑制に資するものについては地域計画の中に位置付けることができます。
- 施策の検討に際しては、河川管理や農林水産業等に支障が生じないよう配慮するとともに、土地の所有者等の理解を得ながら実施するよう努めます。

(留意点)

- ・都道府県は施策の内容の検討を行い、必要な対策について実施主体、内容、時期・頻度、施策を講ずる場所等について具体的に記載します。
- ・具体的な施策の項目は基本方針等を参照しつつ検討し、必要なものを地域計画に位置付けることとなります。施策の項目のイメージは参考 7 に示すとおりです。また、発生抑制対策の検討には、「海洋ごみの発生抑制対策等事例集」を参考にして下さい。
- ・マイクロプラスチックは、微細であるためその回収・処分が困難となることから、海域に流出しないよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品への使用や廃プラスチック類の排出を抑制すること及びプラスチック製品が使用中に劣化してマイクロプラスチックにならないように適正に管理することが対策の要となります。

(参考7) 海岸漂着物等の発生抑制のために講ずる施策の例

- (1) 3Rの推進による循環型社会の形成
 - 各種リサイクル法の適切な実施
 - 生分解性プラスチック・再生材の利用の促進 等
- (2) マイクロプラスチックの海域への排出の抑制
 - 通常の使用後に海域等に排出される製品への使用抑制
 - 使用中プラスチック製品の適正管理 等
- (3) 発生状況及び原因等に関する実態把握
 - 定期的な調査の実施
 - インターネット等を活用した調査結果の広報 等
- (4) ごみ等の適正な処理等の推進
 - 住民の日常生活に伴うごみ等の発生抑制と適正処理
 - 事業者の事業活動に伴って生じる廃棄物の発生抑制と適正処理 等
- (5) ごみ等の投棄の防止
 - ポイ捨ても含む不法投棄に関する規制措置の実施
 - 住民の意識高揚、モラルの向上
 - 陸域等における投棄防止 等
- (6) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止
 - 土地から河川等の水域への流出防止対策
 - イベント等の一時的な活動に関する対策
 - 漁具等の非意図的な流出防止のための対策 等

【別添 1】「海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について」

環廃対発第 100330002 号

平成 22 年 3 月 30 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長

海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第 13 条に基づき海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定。以下「基本方針」という。）が定められたところであるが、下記の点に留意の上、関係機関、民間団体等と十分な協力及び連携を図り、海岸漂着物等の円滑な処理に向け、適切な対応を行うよう、貴都道府県内の市町村に対して周知方お願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 海岸漂着物処理推進法における市町村の役割

海岸漂着物処理推進法においては、海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならないとともに、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ海岸管理者等に協力しなければならないとされている（同法第 17 条第 1 項及び第 3 項）。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 147 号）においては、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める責務があり、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならないとされるとともに、産業廃棄物の処理もその事務として行なうことができるとされている（同法第 4 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項及び第 11 条第 2 項）。

ついては、各市町村にあっては、基本方針に則り、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努め、必要に応じて、海岸漂着物等の処理に御協力いただくようお願いする。

2. 民間団体等が回収した海岸漂着物等の取扱い

地域住民及び非営利組織その他の民間団体等（以下「民間団体等」という。）のボランティア活動による海岸漂着物等（海や湖などにおいて、漂流、堆積又は散乱しているごみ等も含む。）の回収が全国各地で行われているが、民間団体等がボランティア活動として海岸漂着物等を回収した際に発生した廃棄物については一般廃棄物である。

については、市町村にあっては、必要に応じて民間団体等の関係者と分別区分の調整等を行い、回収された海岸漂着物等を市町村の廃棄物処理施設において処分する等の善処をお願いする。

なお、民間団体等が海岸管理者等からの事業委託等により、当該民間団体等の事業として海岸漂着物等を回収する場合は、事業活動に伴って生じた廃棄物に該当し、その種類によって、一般廃棄物又は産業廃棄物となるので留意されたい。

3. 財産処分の手続

市町村の一般廃棄物処理施設で一般廃棄物に併せて産業廃棄物を処理することとなる場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 38 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づく財産処分（目的外使用）の手続が必要となるが、平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃棄物処理施設の財産処分について」の「第 2 の 2 の（1）災害廃棄物である産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）」に準じて包括承認事項と同様の取扱いとすることとする。

【別添２】「漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）」

環循適発第 1906041 号
環水大水発第 1906041 号
令和元年 6 月 4 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部(局)長殿
各都道府県海岸漂着物対策担当部(局)長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
水・大気環境局
水環境課海洋環境室長
(公 印 省 略)

漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）

一般廃棄物処理行政及び海岸漂着物対策の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、近年、我が国の海岸に、国内外から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。また、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしており、対策が急務となっている。この問題の解決に向けては、世界全体で取り組んでいく必要があり、我が国でも、個人・NGO・企業・研究機関・行政等の幅広い主体が、連携協働して取組を進めていくことが重要である。こうした情勢に鑑み、議員立法により平成30年6月に改正された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）では、漂流ごみ等が新たに法の対象となり、本年5月31日にその変更が閣議決定された新たな「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、我が国の陸域に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。また、同じく本年5月31日に、「プラスチック資源循

環戦略」が決定されるとともに、関係閣僚会議により、我が国が「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための具体的な取組として「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。同アクションプランにおいては、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援、実態把握などの多岐にわたる取組が取りまとめられた。海洋に流出した海洋プラスチックごみの回収については、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定された。詳細については、本基本方針、本戦略及び本アクションプラン並びに「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更並びにプラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定について」（令和元年5月31日付け環境省水・大気環境局・環境再生・資源循環局事務連絡）を参照いただきたい。

こうした状況を踏まえ、都道府県及び市町村、漁業関係団体等の主体が協力し、認識を共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが重要である。そのため、漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等について、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金の活用及び市町村の処理施設等を活用した処理など、地域の実情に応じた処理体制を構築することが効率的・効果的な対策の一つである。また、この検討に当たっては、例えば、海岸漂着物処理推進法に基づき都道府県が設置する海岸漂着物対策推進協議会への市町村及び漁業関係団体等の参画を得て、漂流ごみ等の回収・処理のあり方の検討を進めること、必要に応じて都道府県地域計画へ反映することも考えられる。

貴職におかれては、海洋環境の保全及び地域住民の生活環境の保全の取組として、上記を念頭に貴管内市町村及び漁業関係団体等と連携し、回収された漂流ごみ等の処理体制の構築の推進を御検討いただくとともに、本通知の内容について、貴管内市町村に対し周知をお願いする。また、市町村におかれては、市町村の処理施設の活用も含めた漂流ごみ等の処理について、積極的に検討されたい。こうした際には、都道府県及び市町村が連携しつつ、必要に応じた海岸漂着物対策推進協議会への参画や、都道府県地域計画と廃棄物処理計画との整合を考慮していただきたい。

なお、水産庁より都道府県水産部局及び全国漁業協同組合連合会、一般社団法人大日本水産会に対して、「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年6月4日付け元水推第160号発水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）が発出されていることを申し添える。